

第4号議案

平成30年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
(事業勘定)

目次	ページ
1 平成30年度長崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出 補正予算総括表(事業勘定)	1
2 補正予算の内容	
(1)【歳出】2款 保険給付費	2
(2)【歳出】6款 諸支出金	3
(3)【歳出】5款 基金積立金	4
(4)【歳入】7款 繰入金	5~6
(5)【歳入】1款 国民健康保険税	6

1 平成30年度長崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算総括表(事業勘定)

(単位:千円)

歳 入					歳 出						
款	項	目	補正前	補正額	補正後	款	項	目	補正前	補正額	補正後
1		国民健康保険税	8,848,141	▲ 39,163	8,808,978	1		総務費	261,306	0	261,306
	1	国民健康保険税	8,848,141	▲ 39,163	8,808,978	2		保険給付費	40,520,946	408,358	40,929,304
		1 一般被保険者国民健康保険税	8,773,264	▲ 39,163	8,734,101		1	療養諸費	35,027,580	239,725	35,267,305
		2 退職被保険者国民健康保険税	74,877	0	74,877			1 一般被保険者療養給付費	34,182,189	239,725	34,421,914
2		使用料及び手数料	6,869	0	6,869			2 退職被保険者等療養給付費	312,554	0	312,554
3		国庫支出金	1	0	1			3 一般被保険者療養費	419,652	0	419,652
4		療養給付費等交付金	1	0	1			4 退職被保険者等療養費	3,492	0	3,492
5		県支出金	42,010,721	408,358	42,419,079			5 審査支払手数料	100,698	0	100,698
		1 県補助金	42,010,721	408,358	42,419,079			6 レセプト電算処理システム手数料	8,995	0	8,995
		1 保険給付費等交付金	42,010,721	408,358	42,419,079		2	高額療養費	5,316,014	168,633	5,484,647
6		財産収入	209	0	209			1 一般被保険者高額療養費	5,257,497	168,633	5,426,130
7		繰入金	4,304,987	48,112	4,353,099			2 退職被保険者等高額療養費	56,727	0	56,727
		1 他会計繰入金	4,282,403	70,696	4,353,099			3 一般被保険者高額介護合算療養費	1,700	0	1,700
		1 一般会計繰入金	4,282,403	70,696	4,353,099			4 退職被保険者等高額介護合算療養費	90	0	90
		2 基金繰入金	22,584	▲ 22,584	0			3 移送費	150	0	150
		1 国民健康保険財政調整基金繰入金	22,584	▲ 22,584	0			4 出産育児諸費	163,882	0	163,882
8		繰越金	20,825	1,361,416	1,382,241			5 葬祭諸費	13,320	0	13,320
9		諸収入	132,611	0	132,611	3		国民健康保険事業費納付金	14,074,351	0	14,074,351
						4		保健事業費	354,353	0	354,353
						5		基金積立金	209	639,393	639,602
						6		諸支出金	103,200	730,972	834,172
							1	償還金及び還付加算金等	68,076	730,972	799,048
								1 一般被保険者保険税還付金	52,126	0	52,126
								2 退職被保険者等保険税還付金	611	0	611
								3 償還金	15,339	730,972	746,311
							2	繰出金	35,124	0	35,124
						7		予備費	10,000	0	10,000
		合 計	55,324,365	1,778,723	57,103,088			合 計	55,324,365	1,778,723	57,103,088

2 補正予算の内容

(1)【歳出】2款 保険給付費 補正額 408,358千円

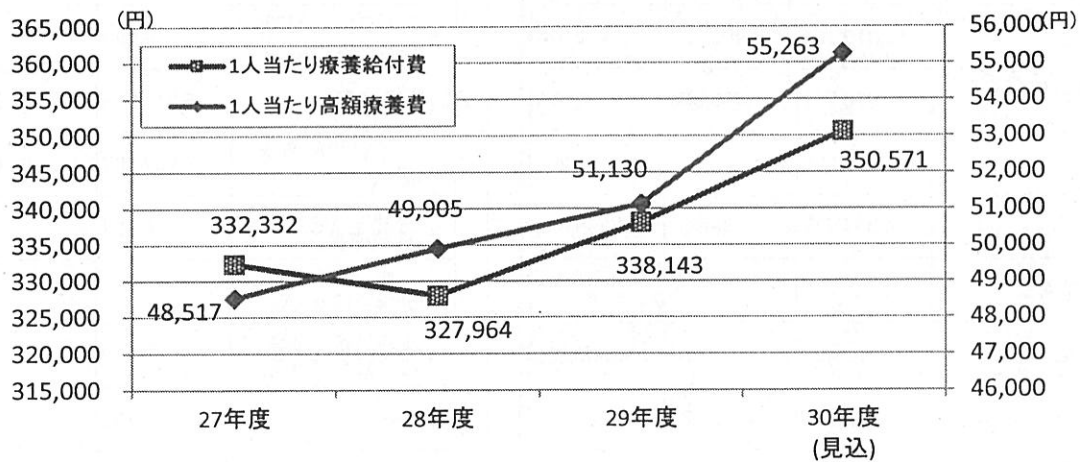
(単位:千円)

科目	補正前	補正額	補正後
一般被保険者療養給付費	34,182,189	239,725	34,421,914
一般被保険者高額療養費	5,257,497	168,633	5,426,130

① 概要

一般被保険者の1人当たりの療養給付費及び高額療養費が当初の見込みを上回ったため、一般被保険者療養給付費及び高額療養費を増額するもの。

1人当たり療養給付費 当初予算額 345,764円 見込額 350,571円(+4,807円)
 1人当たり高額療養費 当初予算額 53,181円 見込額 55,263円(+2,082円)



② 財源内訳

(単位:千円)

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金※1	地方債	その他	一般財源
408,358	-	408,358	-	-	-

※1 保険給付費等交付金(普通交付金)

* 保険給付費等交付金

平成30年度の国保都道府県単位化に伴い創設された交付金で、国保法第75条の2に基づき都道府県から交付されるもの。

○ 普通交付金

保険給付費のうち、療養給付費・療養費・高額療養費・移送費・審査支払手数料(医科・歯科・調剤・訪問看護)に要する費用の全額が交付される。

(2) 【歳出】6款 諸支出金 補正額 730,972千円

(単位:千円)

科目	補正前	補正額	補正後
償還金	15,339	730,972	746,311

【償還金の内訳】

(単位:円)

償還金	償還先	A 交付済額	B 確定額	C 返還額 (A-B)
H29療養給付費等負担金	国	9,830,304,681	9,113,389,453	716,915,228
H29国・国民健康保険 特定健康診査・保健指導負担金		55,624,000	48,596,000	7,028,000
H29県・国民健康保険 特定健康診査・保健指導負担金	県	55,624,000	48,596,000	7,028,000
合計				730,971,228

① 概要

平成29年度に国・県から概算交付された療養給付費等負担金等の確定に伴い、償還金(国庫支出金等過年度分返還金)を増額するもの。

ア 療養給付費等負担金

平成29年度の申請時(H30.1月末)において対象となる年間医療費(H29.3月～H30.2月診療分)が確定しないため、申請時点で確定している医療費(3月～10月診療分)をもとに国が示す算定方法に基づき算出した額により申請を行い、国から概算交付がなされていたが、対象医療費が確定し、申請時の見込額を下回ったことから、負担金の返還が生じるもの。

イ 特定健康診査・保健指導負担金

実施対象者数が申請時の見込みを下回ったことにより、返還が生じるもの。

〈対象者数〉見込み 29,802人 実績 26,182人(▲3,620人)

* 療養給付費等負担金

療養の給付並びに療養費、高額療養費等の支給に要する費用並びに後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用について、国が負担する定率(32%)の補助金。

* 国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金

特定健康診査及び特定保健指導の円滑な実施を図るために、国及び県から交付される負担金で、特定健康診査及び特定保健指導の実施に必要な経費の3分の1ずつが交付される。

② 財源内訳

(単位:千円)

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※1	一般財源
730,972	-	-	-	730,972	-

※1 繰越金(前年度繰越金) 1,361,416千円のうち 730,972千円を充当

(3)【歳出】5款 基金積立金

補正額 639,393千円

(単位:千円)

科目	補正前	補正額	補正後
国民健康保険財政調整基金積立金	209	639,393	639,602

① 概要

平成29年度の決算剰余金1,382,240,650円のうち、平成30年度の補正予算の財源として必要な額を差し引いた額並びに、一般会計繰入金(被保険者負担軽減分)を国民健康保険財政調整基金に積み立てるもの。

(単位:千円)

平成29年度 決算剰余金 (A)	平成30年度補正予算所用財源				基金積立金 (A+B+C+D)
	9月補正(B)	11月補正(C)	2月補正(D)		
	療養給付費等 交付金過年度 分返還金	一般被保険者 保険税還付金	国庫支出金 等過年度分 返還金	一般会計繰 入金(被保険 者負担軽減 分)	
1,382,241	▲ 15,339	▲ 5,486	▲ 730,972	8,949	639,393

② 財源内訳

(単位:千円)

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※1	一般財源※2
639,393	-	-	-	630,444	8,949

※1 繰越金(前年度繰越金) 1,361,416千円のうち 630,444千円を充当

※2 一般会計繰入金(被保険者負担軽減分)

長崎市国保財政調整基金の推移

(単位:千円)

区分	H28	H29	H30(見込)
前年度末残高	-	-	416,608
積み立て	318	416,608	639,602 (補正後)
取り崩し	318	-	-
年度末残高	-	416,608	1,056,210

(4) 【歳入】7款 繰入金 補正額 48,112千円

(単位:千円)

科目	補正前	補正額	補正後
一般会計繰入金	4,282,403	70,696	4,353,099
a 保険基盤安定費繰入金(保険税軽減分)	1,770,885	36,842	1,807,727
b 保険基盤安定費繰入金(保険者支援分)	917,672	24,905	942,577
c 被保険者負担軽減分※1	0	8,949	8,949
基金繰入金	22,584	▲ 22,584	0

※1 (3)基金積立金の財源として充当

① 概要

ア 一般会計繰入金

(ア)保険基盤安定費繰入金【法定繰入れ】

平成30年度保険基盤安定費において、保険税軽減の対象となる世帯数及び被保険者数が当初の見込みを上回ったことによる保険基盤安定費繰入金の増額。

a 保険基盤安定費(保険税軽減分)

市町村国保の被保険者の保険税の軽減相当額を市町村が一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、国保被保険者の保険税負担の緩和及び市町村国保の財政基盤の安定化を図る制度。(負担割合 … 県3/4、市1/4)

b 保険基盤安定費(保険者支援分)

市町村国保の保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税の一定割合を市町村が一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、主に中間所得層の保険税負担の軽減を図るとともに、低所得者を多く抱える市町村を支援する制度。(負担割合 … 国1/2、県1/4、市1/4)

【保険基盤安定費の流れ】



	流れ	保険基盤安定費	
		a 保険税軽減分	b 保険者支援分
①	国 → 一般会計 → 国保特会	—	国負担1/2
②	県 → 一般会計 → 国保特会	県負担3/4	県負担1/4
③	一般会計 → 国保特会	市負担1/4	市負担1/4

【軽減対象世帯数及び被保険者数】

(単位:世帯、人)

軽減割合及び軽減基準	軽減対象世帯数			軽減対象被保険者数		
	当初見込 ア	確定 イ	差引 (イ-ア)	当初見込 ウ	確定 エ	差引 (エ-ウ)
7割軽減 世帯所得 33万円以下	22,500	22,961	461	29,055	29,349	294
5割軽減 世帯所得 33万円 + 27.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数 ※2) 以下	10,125	10,502	377	18,053	18,621	568
2割軽減 世帯所得 33万円 + 50万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	7,345	7,581	236	13,595	13,962	367
計	39,970	41,044	1,074	60,703	61,932	1,229

※2 特定同一世帯所属者 … 同一世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者

(イ)被保険者負担軽減分【法定外繰入れ】

平成29年度に概算により受け入れた被保険者負担軽減分(※3)について、その算定基礎となる実績収納率(91.39%)が確定し、見込み(91.49%)を下回ったことによる増額。

※3 被保険者負担軽減分

平成28年度の税率等の増額改定に際し、被保険者の保険税負担軽減を図るため、平成27年度から平成29年度までの3年間実施した一般会計からの法定外繰入れ。当該年度における全被保険者の現年課税分に係る保険税について、基準収納率(95%)と実績収納率との差額を一般会計から繰り入れるもの。

イ 基金繰入金

保険基盤安定費繰入金(保険者支援分)の増額に伴う基金繰入金の減額。

(5) 【歳入】1款 国民健康保険税 補正額 ▲39,163千円

(単位:千円)

科目	補正前	補正額	補正後
一般被保険者国民健康保険税	8,773,264	▲ 39,163	8,734,101

① 概要

低所得者に係る保険税軽減分及び保険者支援分の対象者数の増に伴う一般被保険者国民健康保険税の減額。